

市川市監査委員告示第3号

令和元年度第1期定期監査及び行政監査
の結果に関する報告の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項による定期監査並びに同条第2項による行政監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和元年12月27日

市川市監査委員

同

同

同

菅原卓雄

白土英成

稲葉健二

宮本均

監査結果報告

全国都市監査委員会(※)の都市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第1項及び第4項による定期監査並びに同条第2項による行政監査を次のとおり実施した。

※ 全国都市監査委員会は、監査委員制度の円滑な運営と健全な発展を図ることを目的とした全国の市等の監査委員で構成される組織であり、監査委員が監査等を実施する際によるべき基本事項等を規定した都市監査基準を定めている。

1 監査の対象部署

- (1) 危機管理室
危機管理課、地域防災課
- (2) 総務部
総務課、人事課、職員課、人材育成課、
男女共同参画・多様性社会推進課、法務課
- (3) 福祉部
福祉政策課、地域支えあい課、介護福祉課、障がい者支援課、
障がい者施設課、生活支援課、市営住宅課
- (4) こども政策部
子育て支援課、こども福祉課、こども施設入園課、こども施設運営課、
こども施設計画課、発達支援課
- (5) 保健部
保健医療課、斎場霊園管理課、健康支援課、疾病予防課、
国民健康保険課
- (6) 会計課
- (7) 監査委員事務局

2 監査の着眼点

- (1) 定期監査
市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、想定されるリスクに応じた着眼点を設定し、監査を実施した。
- (2) 行政監査
対象となる事務事業のうち予備調査及びリスク分析を基に、監査の必要性及び効果を判断して対象事業を選定するとともに、効率性、経済性及び有効性の観点に立って必要な着眼点を設定し、監査を実施した。

3 監査の主な実施内容

関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受け、また、必要により現地調査を実施した。

4 監査の実施場所及び日程

(1) 事務局による予備監査

平成31年4月1日から令和元年10月25日までの期間、関係各課において実施した。また、必要により現地調査を実施した。

(2) 監査委員監査

令和元年11月7日に監査委員会議室において、予備監査の結果を基に実施した。

5 監査の範囲

平成30年度事務事業（必要に応じて令和元年度及び過年度分も対象とした）

6 除斥

監査委員菅原卓雄は、地方自治法第199条の2の規定に基づき、総務部に係る監査については除斥とした。

7 監査の結果

所管する事務事業は、下記の指摘事項を除き、適正に執行されているものと認められた。

※指摘事項：改善が必要であると認められるもの

(1) 子育て短期支援事業利用料収入の徴収事務について（子育て支援課）

子育て短期支援事業利用料収入は、疾病等により家庭において児童を養育することが困難な保護者等が子育て短期支援事業を利用する際に納入するものである。

市川市財務規則第43条第1項では、調定した歳入について納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、納期限後20日以内に督促状により督促することとされている。

しかしながら、令和元年度の子育て短期支援事業利用料収入に係る徴収事務を確認したところ、督促状による督促をしていなかったことから、市川市財務規則に基づき適正な事務処理を行われたい。

(2) 霊園管理料の債権区分について（斎場霊園管理課）

霊園管理料は、市川市霊園の一般墓地を使用する者から毎年度徴収するものであり、その額は市川市使用料条例で定められている。

斎場霊園管理課では、霊園管理料を従前から私法上の債権に区分し、債務者である一般墓地使用者の時効の援用がない限りは、債権は消滅しないものとして取り扱っている。

しかしながら、公の施設の使用料として市川市使用料条例にその額を定めている霊園管理料は、時効期間を経過した場合には債務者の時効の援用がなくても債権が消滅する公法上の債権と捉えることができる。

そのため、債権の取扱区分について検討する必要があると、このことは、平成23年度の監査においても監査委員として同様の意見をしているところであるが、今回の監査で霊園管理料の確認をしたところ、従前と同じ状況であった。

よって、条例と運用との整合性を図り、適切に債権管理をされたい。

8 監査委員の意見

今回の監査を踏まえ、次のとおり意見を付記する。

※意見：市の組織及び運営の合理化等に資するため、監査委員からの提言

(1) 児童虐待に係る事務について（子育て支援課 虐待対策担当室）

児童虐待に係る支援記録は、通常、訪問や電話で対応した内容を一旦担当者がノートに書き留め、その後に子育て総合支援窓口システムに入力することになるが、現状は、数箇月間、情報の入力がなされていないものもあることを確認した。

また、家庭環境や虐待の状況は、時間経過とともに変化するため、支援方針の見直しが必要となる。「千葉県子ども虐待対応マニュアル」によれば、3箇月～6箇月程度を目安に再評価を行うこととされており、支援方針を策定する際、あらかじめ評価予定日を定めている。しかしながら、支援記録を確認したところ、評価予定日を経過しているにもかかわらず評価がなされていないもの、評価予定日から半年ほど遅れて評価がなされているものが確認された。

他市においては、児童虐待に係る市内部の記録が不十分であったことが問題点として明らかになっている事例もある。また、親の失業や離婚、病気等の理由で虐待の状況は大きく変化する可能性があるため、千葉県のマニュアルに従い、支援方針の再評価を適切に行う必要がある。

これらは児童の安全に関わる重要な事務であることから、速やかに改善されたい。

(2) 私立保育園補助金等の事務処理体制について（こども施設運営課）

私立保育園補助金（以下「補助金」という。）は、補助金の申請内容に疑義が生じたことから、平成 25 年度に市長から要求監査依頼書が提出された。これに基づき、監査を行った結果、補助基準（以下「基準」という。）に適合しない過大な支出が確認された。監査委員はこの結果について、基準に曖昧な部分があったこと、1 人ないし 2 人の担当者が膨大な事務作業を行っていたことなどにより、基準と事務処理体制に不備があったことなどを意見とした。

その後、基準の不備については見直しが行われたため、今回の行政監査においては主に事務処理体制について調査を行った。

その結果、補助金等の対象となる私立保育園等は、待機児童解消の施策推進により、保育施設数、補助金等の額ともに市長要求監査時の倍以上となっている。平成 24 年度と平成 30 年度を比較すると、保育施設数は、38 施設から 110 施設、補助金等の額は、約 52 億円から約 120 億円と、保育施設数で 72 施設、補助金等の額で約 68 億円の増となっている。一方、事務職員は、2 人から 6 人に増員はしているものの、一人当たり年平均 500 時間余りの時間外勤務が発生しているなど、事務量に見合った事務処理体制が確保されているとは言えない。

市では、待機児童解消が喫緊の課題であり、保育施設は、本年度から来年度にかけて 36 施設が増となる予定である。今後も保育施設の増加が見込まれる中で、児童の安全と適正な施設の運営を確保するためには、保育施設に赴き、その運営実態を実地に確認する指導監査の役割は大きい。これらの事務を勘案すると、今後の保育施設数、補助金等の額の増に伴い、関連する事務が増大することは必至である。このことから、事務量に相応した人員の確保、業務改善への着手など、事務処理体制の整備に取り組まれない。